

求職者紹介に関する基本契約書【抜粋】

第3条（採用決定者の退職等）

乙は、甲に対して紹介した採用決定者が、入社日から90以内に自己都合により退職し、または懲戒解雇された場合、甲から受領した紹介手数料を雇用期間に応じて以下のとおり返還する。本条によるほか、いかなる場合でも紹介手数料の返還または減額はされない。ただし、甲の責による解雇、甲に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他甲乙協議の上、乙の免責が合理的と判断される事由の場合は、返還の適用を除外する。なお、当該退職等が甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の支払債務は消滅しない。

30日以内の場合、紹介手数料の80%

60日以内の場合、紹介手数料の30%

90日以内の場合、紹介手数料の10%

2. 採用決定者が入社日までに内定を辞退した場合、乙は、前条の紹介手数料の請求を行わない。
3. 前各項の条件を適用しない場合は、甲乙間で別に申込書内にて交わす。